

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正の有無	〇〇〇計画(条例) 修正案
1-1	P30	住生活基本計画 安心・安全の視点	1-①安心・安全の視点について、家庭部門における脱炭素社会の実現に向けた施策の記載がありません。東京都は2025年から新築住宅に太陽光発電の設置を義務づける条例の基本方針を決めています。住生活基本計画の期間は、2031年までの10年間です。せめて、今後の家庭部門における脱炭素社会実現に向けた方針・施策を記載しては如何でしょうか。	家庭部門における脱炭素社会実現に向けた方針・施策を記載してはどうか。	本市住生活基本計画の基本目標5の施策により、良質な住宅ストック(マンション含む)や適切な維持管理、流通を促す施策を行うことで脱炭素社会への対応を行っております。ご指摘の通り内容から読み解くことができないため、基本目標5の説明文に追記いたします。 また、流山市では、「第3期地球温暖化対策実行計画」ストップ温暖化！流山プラン(平成29年3月)を策定しており、脱炭素社会の実現に向けた施策も実施しております。	有	住生活基本計画 P36 基本目標5の内容を修正します。  修正前:世代を超えて継承される住宅ストックの形成をはじめ、良質な住宅供給や適切な維持管理、流通を促すための環境づくりを目指します。  修正後:世代を超えて継承される住宅ストックの形成をはじめ、脱炭素社会に向け、良質な住宅供給や適切な維持管理、流通を促すための環境づくりを目指します。
1-2	P30	住生活基本計画 安心・安全の視点	1-②安心・安全の視点について、電線の地中化を推進しては如何でしょうか。費用が掛かるので、一定規模面積以上の新規土地開発事業を行う場合に義務づけ、既存分は、防災上の観点から市内主要幹線道路から毎年順次電線を地中化する。	電線の地中化を推進してはどうか。	市総合計画では、緊急輸送道路の無電柱化の促進を促すとされており。また、国土強靱化地域計画においても、大規模災害時に液状化や建物損壊等による被害を受けやすい電柱については、無電柱化を推進し、ライフラインの確保や道路閉塞の防止等、防災力の向上を図る必要があるとされており、災害対策を含め、無電柱化については引き続き検討してまいります。	無	
1-3	P38	住生活基本計画 居住環境の視点	居住環境の視点について、最近の民有地開発事業により建てられた戸建て住宅には、カースペースを2台確保するために、庭が無く道路に面した箇所にも植栽がされていません。一定規模以上の開発行為には、遊具付きの公園ではなく、緑地帯を設置するなどの緑化協定等を義務づける措置が必要ではないですか。今後も「都心に一番近い森のまち」とアピールするなら公園だけでなく、戸建て住宅の緑化にも何らかの施策が必要ではないですか。	一定規模以上の開発行為には、緑化協定等を義務づける措置が必要ではないか。また、戸建て住宅の緑化にも何らかの施策が必要ではないか。	流山市では、300㎡以上の開発行為や一定規模以上の建築行為など、事前協議の対象となる開発事業については、緑化の基準を満たすことを義務付けています。 また、緑化が義務付けられていない戸建て住宅等についても、グリーンチェーン認定の取得を促進しています。	無	
1-4	P28	空家等対策計画 4-1空家等の施策一覧	施策について、「市から空家所有者に、空家管理サービスの情報提供を行う。」を検討しては如何でしょうか。 市が業者を複数選定し、サービス内容を記載したパンフレットなどを提供する。費用は、所有者と業者間で決定する。 サービス内容:樹木の剪定、草刈、家屋の換気等 実施業者:市内の造園業者、シルバー人材センター他 報告:業者から所有者にサービス実施前と実施後の写真を送付 江戸川台の空家の状況は、樹木が道路や隣家にはみ出ししていたり、電線に接触していたりするため、樹木の剪定、草刈が一番必要だと思います。	市から空家所有者に、空家管理サービスの情報提供を検討してはどうか。	流山市では、管理不全と認められる空家の所有者に対し、空き家の状況写真や樹木剪定等の対応業者リストの一覧表、空き家管理のための冊子(パンフレット)を送付する対応を行っております。 今後も、空き家所有者へ意識啓発を行います。	無	
1-5	P28	空家等対策計画 4-1空家等の施策一覧	住宅市場への流通促進の施策として、「建築協定の見直しを自治会に提案する。」を検討しては如何でしょうか。 江戸川台東及び西の1筆の土地面積は、100坪前後で、場所によっては建築協定等で分筆する場合は1区画60坪以上となって、売却したくても買い手がつかないケースが散見されます。空家が多い自治会に対して、空家状況とその対策として、建築協定の見直しなどを提案してみても如何でしょうか。	建築協定等で分筆する場合は1区画60坪以上となって、売却したくても買い手がつかないケースが散見されます。空家が多い自治会に対して、空家状況とその対策として、建築協定の見直しなどを提案してみても如何でしょうか。	江戸川台東及び西の地域で、建築協定は定めておりません。ご意見の内容から、地区計画に関するかと判断させていただきます。 江戸川台東及び西の一部では、最低敷地面積165㎡(約50坪)を定めておりますが、これは地域の皆様が希望する内容として、市に申出をして決定したものです。そのため、市が自治会に提案を行う予定はありませんが、地区計画について地域の皆様から新たなご提案等がありましたら、協議させていただきます。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正の有無	〇〇〇計画(条例) 修正案
2-1	P16	住生活基本計画	2-5「居住環境」の視点(1)みどりに関する現状について行政として、流山市の森林が減少していることを問題視して下さっていることが、とても安心しました。他ページにも指摘があるように、既存の建物や空き家を活用した人口増加ではなく、森林を伐採しての人口増加なので、私は「都心から一番近い森のまち」というイメージは無いです。新たに道が出来上がり、歩道と車道の間には樹木が植えられています。落葉樹が葉を落とし、ぎりぎりまでコンクリートがあり葉が土に返ることができません。樹木は自分が落とした葉が腐葉土になり、豊かに成長してゆくと思えますので、樹木の根本をコンクリートで固めない道路整備、公園整備をしてほしいと思いました(流山おおたかの森駅前の樹木も同様)。樹木の周辺は可能な限りアスファルトはなく土を多くしてほしいです。	樹木の根本をコンクリートで固めない道路整備、公園整備をしてほしい。樹木の周辺は可能な限りアスファルトはなく土を多くしてほしい。	街路樹植栽帯については、限られた道路幅員の中で、歩行空間と合わせて最大限確保し植栽していることから、安全確保の視点より、現状よりも土の露出を多くする考えはありません。なお、みどりの保全を目的にした公園や市民の森では、既存の樹木や森を残した整備を進めています。	無	
2-2	P23	住生活基本計画	グリーンチェーン戦略で規定している敷地内緑化の面積が、少ないと考えました。「森のまち」なので敷地内緑化の面積の規定を増やしてほしいです。また公園整備についても、遊具が置かれた公園の整備ではなく、西初石小鳥の森や中野久木散策の森、松が丘ふるさと公園、愛宕ふれあいの森、平方4号公園、初石13号公園のような緑が多い公園の充実を具体的に計画してほしいと強く思います。静けさや心地よさを保つことが住生活として大切だと思うので、住宅地であってもより多くの緑地がほしいと考えました。	グリーンチェーン戦略で規定している敷地内緑化の面積が少ないので、敷地内緑化の規定面積を増やしてほしい。また公園整備についても、遊具が置かれた公園の整備ではなく、緑が多い公園の充実を具体的に計画してほしい。	グリーンチェーン認定基準では、敷地面積から建物面積を差し引いた面積の20%以上の面積の敷地内緑化を求めており、十分緑化が図られているものと認識していることから、グリーンチェーン認定等、敷地内緑化の基準を見直す予定はありません。また公園整備についても、既存樹林を極力残した計画での市野谷の森東近隣公園の整備を進めております。	無	
2-3	P30	流山市空家等対策計画	4-1. 空家等の施策一覧—空家等の施策展開における概念図 概念図の中に「利活用」とありますが、利活用は住宅市場での利活用に限られるのでしょうか。土地や家屋を市が買い取り、家屋の状況によっては市が運営するまたは貸し出す形で高齢者等のグループホームや学童保育として活用する、または緑化再生地にすることはできないのでしょうか。また、これまで行われた利活用の成功例を提示いただけると良いと思いました。	土地や家屋を市が買い取り、家屋の状況によっては市が運営するまたは貸し出す形で高齢者等のグループホームや学童保育として活用する、または緑化再生地にすることはできないか。	空き家の利活用については、市場への流通を促進するほか、空き家等を活用した「高齢者ふれあいの家支援事業」を実施しております。これは、閉じこもりがちな高齢者の社会参加を促すとともに、高齢者のみならず多様な人材が交流する場を提供するもので、「ふれあいの家」を開設する個人や団体に対して、開設資金及び運営費の一部を助成しています。本計画の施策がどのような事業で行われるかをわかりやすくするため、資料編に事業の一覧とホームページのURLを掲載するようにいたします。	有	空家等対策計画 P41 資料編に「空家等の施策を推進するための事業一覧」を追記します。